

## 1

桂川町自治基本条例制定に関する調査特別委員会  
**桂川町自治基本条例は継続調査に**

3月12日に開催された平成26年第1回定例会本会議の委員長報告で、桂川町自治基本条例制定に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」）の林英明委員長は、桂川町自治基本条例制定の調査結果の報告を行い、引き続き継続調査とすることが本会議で決定されました。

昨年12月の定例会に提出された桂川町自治基本条例は、条例案について集中的に調査する特別委員会が設置され、閉会中の継続調査となっていました。

12月定例会後、4回の特別委員会が開催され、前文や条文の調査が行われています。林委員長は報告の中で、「条文の調査およびさらなる検証と、詳細にわたる慎重審査が必要である」と述べ、今後も継続して調査が行われます。

### 問合せ先

- 桂川町自治基本条例について  
企画財政課 企画調整係 ☎05・11085
- 議会や特別委員会について  
議会事務局 ☎65・1136



## 2

消費増税に伴う  
**水道料金改定のお知らせ**

4月からの消費増税に伴い、水道料金が改定されます。

### 【改定内容】

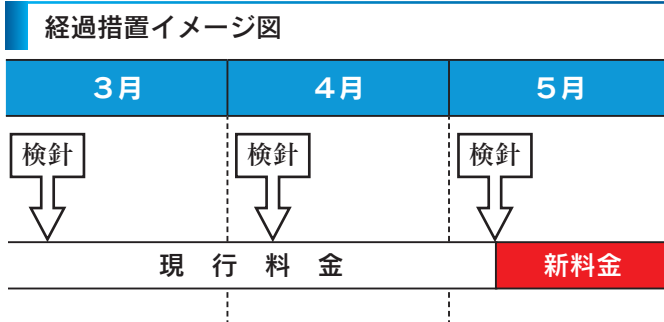
○消費増税相当分の改定  
 今回の改定は消費増税相当分を5%から8%に引き上げるもので、料金体系の見直しを行うものではありません。

### ○改定日と経過措置

平成26年5月分から料金改定を実施します。領収書には、平成26年5月分（4月使用分）と表示されます。

	改定前 （消費税率5%）	改定後 （消費税率8%）
5m <sup>3</sup> まで	770円	790円
10m <sup>3</sup> まで	1,090円	1,120円

※超過料金・口径別納付金の消費税率も8%に改定されます。



### 問合せ先

水道課 水道係 ☎65・3241

納税のお知らせ  
 納税は便利な口座振替で！  
 詳しくは、税務課収納対策室（☎65・1076）までお問い合わせください。

固定資産 第1期分

### 人のごき

	内 訳	前月比	前年比
人口	14,052人	-13	-111
男性	6,615人	-3	-35
女性	7,437人	-10	-76
世帯数	6,220戸	2	12

（平成26年2月末現在）

### 水道修繕当番

- ▽4月  
谷口住設 ☎05・3253  
福豊設備工業 ☎72・0714
- ▽5月  
有福岡設備 ☎65・1035  
株 草 場 ☎72・0122